

▼緊急事態宣言の解除を受けて

5月25日、緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策の徹底をよろしくお願いします。また、以下の4つにご協力お願いいたします。

- ・ 県外への不要不急な外出を控える
- ・ 夜の繁華街への外出は自粛する
- ・ 密閉、密集、密接といった「3つの密」を避ける
- ・ 「新しい生活様式」をみんなで実践する

特別定額給付金に関するお知らせ

【問】 特別定額給付金担当（内661.662）

振込の目安

※日程が前後する可能性があります。

受付期間	振込期間	受付期間	振込期間
5月中旬～下旬	6月上旬～中旬	7月上旬～中旬	7月中旬～下旬
6月上旬～中旬	6月中旬～下旬	7月中旬～下旬	8月上旬～中旬
6月中旬～下旬	7月上旬～中旬	8月上旬～中旬	8月中旬～下旬

給付金の支給は到着した申請書から順次進めさせていただいております。

10,000件を超える申請が一時期に寄せられており、お待ちいただく場合もあります。**支給する日にちが決まりましたら、役場から封書にてご案内を送付しますので、電話でのお問い合わせはご遠慮くださるよう**お願いいたします。

また、これから申請を行う方は、以下の点に御留意いただけますと、手続きを円滑に進めることができますのでご理解とご協力をお願いいたします。

***本人確認書類（写し）の添付（のり付け）**

***通帳又はキャッシュカードの写しの添付（のり付け）**

添付不足があった場合、こちらから電話もしくは郵送でご連絡いたします。

▼公共施設の利用制限等の一部解除 ～6月1日から～

感染防止対策を十分に実施することを条件とし、6月1日から順次、公共施設の利用制限等の一部解除します。「新しい生活様式」を踏まえ、段階的に再開していきます。



<町ホームページ>

各施設の利用条件等は町ホームページ等で確認、または各施設・各担当へお問い合わせください。

基本的事項

- 3つの密の防止、手洗い・手指の消毒、マスクの着用など衛生対策の徹底をしていただくよう、お願いします。
- 発熱や風邪症状のある方など体調不良の方のご利用はお控えください。
- 施設ごとに利用方法や人数制限などを定めて運用を行います。

施設名	利用再開日	利用の条件等 詳細は、各施設・担当へお問い合わせください	問い合わせ (予約)
ぐるる宮代	6月2日 (火)	・屋外施設は再開 ・屋内施設は再開に向けて準備中 ※スイミングスクールに限り再開	32・1543
はらっパーク宮代	6月1日 (月)	・基本的事項に基づき利用再開	37・1982
町内グラウンド テニスコート アーチェリー場	6月1日 (月)	・基本的事項に基づき利用再開	生涯学習・ スポーツ振興 担当 内線432
学校体育施設 (学校開放)	7月1日 (水)	・屋外施設は再開 ・屋内施設は利用不可	生涯学習・ スポーツ振興 担当 内線432
進修館	6月1日 (月)	・入口制限(ボランティア室横のみ) ・2Fロビーは当面の間、利用禁止	33・3846
図書館	6月3日 (水)	・新規予約、予約済み図書の貸出 ・部屋の利用、閲覧席の利用は感染拡大防止対策後に再開	34・9944
陽だまりサロン	6月1日 (月)	・事前予約が必要 ・一部利用制限あり	37・0145

施設名	利用再開日	利用の条件等 詳細は、各施設・担当へお問い合わせください	問い合わせ (予約)
郷土資料館	6月2日 (火)	・展示室は一部コーナーを除き再開 ・会議室は感染拡大防止対策後に再開	34・8882
新しい村	右記のとおり	・森の市場「結」は通常営業 <カフェ・芝生広場>5月30日(土) 屋内飲食は6月19日(金)から <農の家・村の集会所>6月2日(火)	結 36・3955 農の家 48・6560
保健センター 2階会議室・実習室	6月1日 (月)	・基本的事項に基づき利用再開	32・1122
各公民館 (和戸・百間・川端)	6月2日 (火)	・基本的事項に基づき利用再開	生涯学習・ スポーツ振興 担当 内線434
役場内 子育てひろば	6月4日 (木)	・電話予約が必要(利用日の3日前～前日まで) ・時間入替制、回数制限あり	38・6264
国納保育園内 げんきっ子	6月1日 (月)	・当日電話予約が必要 ・時間入替制 ・園庭開放は火曜午後のみ	34・5891
姫宮保育園内 のびのびキッズルーム	6月1日 (月)	・当日電話予約が必要 ・時間入替制、回数制限あり ・園庭開放あり	34・8393

▽町民向け・事業者向け支援について

①支払い猶予等

感染症の影響により町税等や公共料金などを納めることが困難な方は、猶予や減免制度があります。

- 町民税等 徴収担当 内239
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険 国保後期担当 内314,317
- 国民年金保険料 年金担当 内318
- 介護保険料 介護保険担当 内385
- 上下水道使用料 上下水道室33・5554

②事業者向け制度等

国や県による資金繰り支援(融資制度など)の支援策があります。6月補正に伴う町独自の支援については、町ホームページなどでお知らせいたします。

- 商工観光担当 内265



<町ホームページ>



<厚生労働省PDF>
「生活を支えるための支援」
リーフレット 5月1日版

除菌水の無料配布を継続します —6月12日(金)まで実施—

●保健センター32・1122

除菌効果のある酸性電解水(次亜塩素酸水)を無料配布を6月12日(金)まで継続します。容器等は各自持参してください。(1人500mlまで)

日にち	場所(各駐車場)	配布時間
1日,8日(月)	役場	13時30分 から
3日,10日(水)	和戸公民館	16時
5日,12日(金)	川端公民館	

令和2年6月補正予算案の概要

令和2年6月1日に採決が予定されている、新型コロナウイルス感染症対策事業費などを計上した補正予算案の概要（一部）をお知らせします。

①住民の生命、健康を守る

【問】 町民生活課（内311）

◆避難所の感染予防対策

台風や地震などの災害時における避難所での感染防止対策として、衛生用品の備蓄や避難所における飛沫感染防止対策用品など、緊急避難時の新型コロナウイルス対策を実施

②子どもたちの生活、学びを支援

【問】 子育て支援課（内370）

◆町内保育園、幼稚園の感染予防対策

全ての保育園等に電解水生成装置や空気清浄機、感染予防用お昼寝ベッドの導入

◆ひとり親家庭への臨時特別給付金

ひとり親家庭等の医療費受給世帯（約190世帯）に一律30,000円を支給

③企業への支援

【問】 産業観光課（内260）

◆商工業者への支援

売上が減少した商工業者に10万円の支援金を支給。相談や支援窓口を拡充

◆東武動物公園への緊急支援

500万円を支援。動物公園再開に向けた取り組みを支援

④その他

【問】 総務課（内300）
議会事務局（内302）

◆町長等特別職の給与及び議員の期末手当等の減額

7月から12月までの6か月間の給料及び12月の期末手当を町長20%、副町長、教育長10%減額。町議会議員は6月の期末手当を10%減額。感染症対策事業費に充当

▼町長メッセージ

令和2年5月25日、新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言が解除されました。町民の皆さまには3か月にわたる長い期間、公共施設の利用制限、外出の自粛、小中学校の臨時休業などさまざまなお不便をおかけしました。

同宣言の解除に至り、新たな町民生活のスタートの日を迎えることができたのは、ひとえに町民の皆さまのご理解、ご協力があったからこそだと考えております。心から感謝とお礼を申し上げます。

また、ご自身の健康や生命に係るリスクに直面しながらも果敢に日常生活を支えていただいている、医療・介護関係者、物流、小売など全ての方々に、重ねて感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症との戦いは長く険しく、町民生活の安心安全、小中学校教育のリスタート、ダメージを受けた地域経済の再生など、課題も多岐にわたります。この困難な状況をみやしろ一丸となって乗り越え、活力ある、きらりと輝く宮代町にしていきたいと考えております。同宣言の解除後においてもさまざまなお願いをすることもあろうかと思いますが、町民の皆さまには引き続き町政運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年5月26日 宮代町長 新井 康之